

非常災害・交通障害発生時の対応について

北海道恵庭南高等学校長

- ◎ 本校は、【生徒の安全確保】を何よりも最優先といたします。
- ◎ 非常災害およびＪＲやバス等の交通障害発生時には、欠席等の扱いについても生徒の不利益になる取扱いはいたしません。
- ◎ 生徒自身や家族など、危険を感じたら安全を確保し、命を守ることを第一に行動して下さい。
- ◎ 登校に関して無理をしないで下さい。

1. 次の場合は、**臨時休校** とします。

- ・ 恵庭市全域に「避難勧告」または「特別警報」が発令された場合

※本校ホームページ(<http://www.eniwaminami.hokkaido-c.ed.jp/>)にも掲載します。

2. 次の場合は、**登校不要** とします。

- ・ 生徒が居住する地域に「避難勧告」または「特別警報」が発令された場合
- ・ 通学に利用しているＪＲ列車や各種バス等の運休が決定された場合
- ・ 避難勧告や特別警報が発令されていない状況でも、各家庭において通学困難と判断された場合（各家庭での判断を最優先といたします）

確認事項および留意していただきたいこと

【確認事項】

(1) 臨時休校

- ① 臨時休校が前日から決定された場合は、保護者あて文書を生徒に配布します。
- ② 各生徒の登校開始時刻前に、臨時休校を決定した場合は、各クラスの連絡網等でお知らせします。(①②いずれの場合も、本校ホームページに掲載します。)
- ③ 臨時休校となった場合は、長期休業期間を利用するなど、生徒の学習権確保のため適切な措置を講ずるように努めるものとします。

(2) 自宅待機

- ① 自宅待機の場合は、学校からの連絡はありません。状況による保護者のご判断後に、学校に連絡して下さい。
- ② 保護者による送迎も危険回避を最優先とし、周辺の状況を十分に考慮して判断をお願いいたします。

【留意していただきたいこと】

- ① 気象庁・ＪＲ・市役所等のホームページほか、生徒が利用するＪＲ各駅やバス会社への問い合わせ等により、ご家庭で登校の判断や対応をお願いいたします。
- ② ＪＲやバス等を、通学の交通手段として利用する生徒は、各生徒の登校開始時刻前に、該当交通機関が運休を決定した場合には、「出席停止扱い」となりますので、登校せず「自宅待機」となります。また、登校中に運休が決定された場合には、まず第一に「自身の安全を確保し、生命を守る行動」をとって下さい。現地の警察官や係員（ＪＲやバス会社等の担当の方）等の指示に従って下さい。そして、保護者及び学校に連絡して下さい。この場合も、「出席停止扱い」となりますので登校せず、「自宅待機」となります。
- ③ 生徒が登校後に「避難勧告」または「特別警報」の発令があった場合や、通学の交通手段の運休が決定された場合には、ケース毎に学校での待機や下校時間の変更を検討し、実施いたします。
- ④ 状況によっては、本校ホームページへの掲載が遅れることもありますので、各種勧告や警報、交通機関情報等の確認は、必ず各自(ご家庭)で行って下さいようお願いいたします。